



Title	神武天皇と研耳命 : 延喜六年日本紀竟宴和歌三統理 平歌左注をめぐって
Author(s)	滝川, 幸司
Citation	語文. 2024, 123, p. 1-13
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/100240
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

神武天皇と研耳命

—延喜六年日本紀竟宴和歌三統理平歌左注をめぐって—

滝川幸司

はじめに

『和歌色葉』巻中・雑歌会釈・万葉古歌は「久かたのあまのさぐめがいし舟をとめたかつはあせにけるかな」という歌をあげ、「日本紀云」として天磐舟の話を引きのだが、その冒頭に「このすめらのみこ、きしみのみこと（神武天皇也）年四十五歳なる時のたまはく」という一文がある。これは『奥義抄』巻中・古歌（万葉集）の「日本紀云、このすめらのみこ、きしみのみこと、神武天皇なり、年四十五歳なる時のたまはく」を転載した文章である。ここでいう「きしみのみこと」とは誰なのか。『和歌色葉』に明確に注記されているように、神武天皇のことである。これらにいう「日本紀」は『日本紀竟宴和歌』の左注であるという指摘が既にある¹⁾。なお、左注では「きしみのみこと」は「きしみのみこと」となっており、神武天皇の皇子「手研耳命」²⁾から「手」が脱落したと考えられている（後述）。しかし、ことはそう単純ではない。

本稿では、これを起点として『日本紀竟宴和歌』左注の本文について検討を加える。

『日本紀竟宴和歌』は、元慶六年度、延喜六年度、天慶六年度の日本紀竟宴で詠まれた和歌を収め、それぞれの和歌に、左注が付されている。和歌には詠史題の端作があり、作者の位置がある。和歌は万葉仮名で記され、その左に仮名書きの和歌があり、さらに左注という構成である。先行研究によって、万葉仮名表記の和歌は、おおむね作成当時の形を残し、平仮名表記和歌と左注はそれ以後、院政期、十一世紀中頃の成立と考えられている²⁾。西宮一民によれば、日本書紀の訓読は「平安朝前期から中期にかけて」「固定化」しており、「和文として訓読できる状態」にあったという。左注には「かなり忠実に訓んでいくという（直訳式）の記述方法と、それを多少歪曲して和文化しようとする（意訳式）の記述方法との二つ」の方式があったと指摘する³⁾。基本的にこの見解は現在も認められている。

『日本紀竟宴和歌』は主として、日本語史学で取り上げられることが多いが、近年は文学研究でも、和歌自体の詠作背景を日本神話の変容を踏まえつつ論じたり、あるいは講書の内容を窺う資料として取り上げられることも増えてきた。また、日本書紀受容の資料としても当然用いられる。特に左注については、先の西宮論を始め、日本書紀訓読史の資料として利用されている。本稿も左注を取り上げるが、訓読以上に、本文を考えたい。『日本紀竟宴和歌』は、和歌はもとより、左注にもさらなる検討の余地があるように思われるからである。その起点として「研耳命」の本文を問題とする。

一、延喜六年度三統理平歌の左注

「研耳命」の本文が見えるのは、延喜六年度日本紀竟宴で三統理平が詠んだ和歌の左注である。理平は序文も書いているが、ここでは序文は省略し、端作と位署、万葉仮名表記の和歌（一）内に仮名・漢字交じりにして示した）及び左注（適宜、漢字を宛て、句読点を付した。漢字は、対応する書紀本文のそれをなるべく用いた。原文の仮名はふりがなとして残した。但し濁点を付し、踊り字はその指し示す文字に改めた）を掲出する。

日本紀竟宴和歌各分史得神日本磐余彦天皇（并序）

從五位下大内記兼周防権介三統宿禰理平

：（序文省略）：

3 渡飛加氣留阿麻能伊波布禰多都禰弓蘇阿岐都志麻珥波美野

波志迷勢留

（飛びかける天の磐船尋ねてぞ秋津洲には宮始めせる）

このすめらのみこ、研耳命、年卅五歳なる時のたまはく、我が天祖、正しき道を行なひて、この西の偏を治す。その後、はるかなる国はなほ王沢にも落はぬがごとくにして、村々の君も相蹀へり。また塩土老翁のいひしは、これより東に天の磐船に乗りて飛び降れるものある、美き国ありと。われそこに初めて宮つくりして、大業を弘めむ。これ六合の中心なるべし。皇子たち答へたまはく、理実なりと。その年、天皇、師を帥ゐて、東を征ちたまへり。またこの天皇幸して、丘に登りてのたまはく、この国の状は、なほ蜻蛉の臂帖せるが如くもあるかなと。これより、始めて秋津洲の号有りといへり。蜻蛉は虫の名なるべし

東征開始の詔から始まり、東征後、神武天皇がこの国の形を「蜻蛉の臂帖せるが如くもあるかな」といい、これ以後、秋津洲の名が始まったと終わる。この内容は基本的に日本書紀神武紀を節略しつつ訓読している。

対応する日本書紀の文章を、古訓を再現しようとする日本古典文学大系の最終バージョンである岩波文庫の訓読文にて掲出する。左注との対応を分かりやすくするために適宜省略した。また訓についても略したところがある。左注に対応する部分を強調した。

神日本磐余彦天皇、諱は彦火火出見。彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊の第四子なり。母をば玉依姫と曰す。海童の少女なり。……長りたまひて日向国の吾田邑の吾平津媛を娶きて、妃としままふ。手研耳命を生みたまふ。年卅五歳に及びて、諸の兄及び子等に謂りて曰はく、「昔我が天神、高皇産靈尊・大日靈尊、此の豊葦瑞穂国を挙げて、我が天祖彦火瓊杵尊に授けたまへり。……是の時に、運鴻荒に属し、時、草昧に鐘あり。故、蒙くして正を養ひて、此の西の偏を治す。……天祖の降跡りましてより以速。今に一百七十九万二千四百七十餘歳。而るを、遼邈なる地、猶未だ王沢に霑はず。遂に邑に君有り、村に長有りて、各自彊を分ちて、用て相凌ぎ躐はしむ。抑又、塩土老翁に聞きき。曰ひしく、「東に美き地有り。青山四周れり。其の中に亦、天磐船に乗りて飛び降る者有り」といひき。余謂ふに、彼の地は、必ず以て大業を恢弘べて、天下に光宅るに足りぬべし。蓋し六合の中心か。厥の飛び降るといふ者は、是饒速日と謂ふか。何ぞ就きて都つくらざらむ」とのたまふ。諸の皇子対へて曰さく、「理実灼然なり。我も恒に以て念としつ。早に行ひたまへ」とまうす。是年、太歳甲寅。其の年の冬十月の丁巳の朔辛酉に、天皇、親ら諸の皇子・舟師を帥めて東を征ちたまふ。速吸之門に至ります。……三十有一年の夏四月の乙酉の朔に、皇輿巡り幸す。因りて腋上かの曠間丘に登りまして、国の状を廻らし望みて曰はく、「妍哉乎、国を獲つること。……

内木綿の真進き国と雖も、猶し蜻蛉の臀帖の如くにあるかな」とのたまふ。是に由りて、始めて秋津洲の号有り。

左注と極めて近似している様が見て取れる。左注末尾に「蜻蛉は虫の名なるべし」とあるのは、日本書紀原文にはなく、左注で加えられた語注である。

西宮一民は、この左注について、冒頭にあげた『奥義抄』中巻の「日本紀云」の文章を引き、『奥義抄』が引用補訂したと指摘している。西宮はここから左注の編輯者を検証するのだが、それは措き、特に冒頭について検討する。

二、冒頭部の不審

神武紀は冒頭、神武の系譜を述べて、神武が吾平津媛との間に手研耳命を儲け、四十五歳に至つて東征を始めるために兄や子に語つたと記す。それに対して左注の文章には疑問がある。左注では、この天皇の皇子である「研耳命」が四十五歳になつた時に東征開始を告げている。そもそも「研耳命」という本文自体も問題となる。

当該部分を今一度確認する。便宜的に書紀原文も岩波文庫本によつて示す。

(左注) このすめらのみこ、研耳命、年卅五歳なる時のたまはく、

(訓読) 神日本磐余彦天皇……手研耳命を生みたまふ。年卅五歳に及びて、諸の兄及び子等に謂りて曰はく、

(原文) 神日本磐余彦天皇……生手研耳命。及年卅五歳、謂諸兄及子等曰、

「すめらのみこ」は天皇の皇子の意。「天皇」は「すめらみこと」と訓ずる場合が多く、岩波文庫も「天皇」を「すめらみこと」と訓んでいる。天皇を「すめら」と呼ぶことは希だが、『日本紀竟宴和歌』では「すめら」の例が多い。当該左注においても、「その年、天皇すめら師いさを帥ひきゐて、東あづまを征ひらちたまへり」とある。

書紀原文と比較すれば、左注の「研耳命、年卅五歳なる時」は、原文の「生手」が脱落した形となろう。結果、手研耳命が「生」まれたという事情が省略されてしまい、東征開始の詔が「研耳命」の話した内容となつてしまつたということになる。

この「研耳命」については、契沖書入本(8)では、左注本文「すめらのみこきしみ、のみこと」の「き」の左に朱で「た」と示されている。「たきしみ、のみこと」の誤りだと指摘しているであろう。また、「卅五歳」の右にも朱で「神武の御事なり。誤れり」と注するのは、このままでは手研耳命が四十五歳で述べた言葉となつてしまうことへの疑念であろう。

また、天保四年刊本の中村春野頭注(9)に、

按ずるに、このすめらのとの文字ある本よし。さて尊の字の下に文字をおとせるなるべし。に文字なくては四十五歳手研耳命の事になるなり。四十五歳は神武天皇の御事にこそあれ。とあり、「研耳命」と「に」を補おうとしている。そうすれば、「研耳命にのたまはく」となり、神武が皇子である手研耳命に東征

開始の詔を語つたという文脈になる。彌富破魔雄(10)は「きしみ、(○手研耳)」と示し、「誤解か、拙訳か、ともかくも四十五歳は、神武天皇の御年である」という。梅村玲美(11)も『日本書紀』神武天皇紀冒頭の文章では、神武天皇の皇子の一人に、手研耳命という人物が存在することと、神武天皇がこの時四十五歳であつたことの二つの事柄を述べているが、この左注の文章はこれらを混乱させてしまつている」と指摘し、また「底本「きしみ、のみこと」とあるが、「たきしみ、のみこと」で「た」の脱落であろう」という。これらの指摘は、神武紀の現在の理解、すなわち東征開始の詔は神武が発したという理解からすれば当然であろう。しかし、そう単純ではない問題がある。それはこの部分を引用補訂したと推測される『奥義抄』に次のように記されているからである。冒頭で引用した部分に後文も合わせて示す。

日本紀云、このすめらのみこ、きしみのみこと、神武天皇なり、年四十五なる時のたまはく、わがあまつみおや、たゞしき道をおこなひて、この西のほりをしろしめす。

この文章が当該左注と近似していることは指摘がある。(12)「きしみのみこと」は「きしみ、のみこと」の「、」が脱落したと思いが、『奥義抄』でも「た」がない。この部分、『奥義抄』の他の伝本を見ても、「きしみ、のみこと」(内閣文庫蔵本)、「きし、に、のみこと」(国立歴史民俗博物館蔵『和歌伝』)、「きし、み、の尊」(宮内庁書陵部蔵梶井宮本)であり、引用した日本歌学大系の底本である慶應義塾図書館蔵(志香須賀文庫)本でも「きし

みくのみこと」で、それぞれ誤写はあるものの、すべて「たぎしみのみこと」の「た」が落ちている形である。左注の文章との近さがここからもよく分かる。

しかし、左注と『奥義抄』では重要な相違点がある。前述したように『奥義抄』では「きしみのみこと、神武天皇なり」となっており、ここでは親子であるべき神武天皇と「きしみのみこと（研耳命）」が同一人物とされているのである。但しそうすると、『奥義抄』は「すめらのみこと」を「天皇の皇子」ではなく、「すめらみこと」の意で理解したということになろう。

この部分は、左注に「神武天皇なり」の文言を挿入した形だが、他本を見ても同様である。左注との近似性が高いだけにこの異同は注目されるのだが、興味深いのは、異本系の宮内庁書陵部蔵梶井宮本では、「此すめらのみこきし、み、の尊（神武天皇也）」と小字注として示されていることである。当初「神武天皇也」は本文にはなく、東征開始の詔は神武天皇が発したので、「きしみのみこと」は神武天皇のことを指すのだと注が付されたと思定されようか。この辺りは検証が困難だが、『奥義抄』が左注を取り込んだことは明らかであり、『奥義抄』が参照した『日本紀竟宴和歌』の形は既に現本文に近かったということになる。左注冒頭の「混乱」はこの時期には起こっていたことになり、そもそも左注編輯の際に既にこの形になっていたとも考えられよう。が、そうすると、東征開始の詔が「研耳命」の発言となってしまう、書紀の記述と矛盾することになる。『奥義抄』はその矛盾を解消するため

に、「研耳命」は「神武天皇なり」と説明したことになる。

以上述べたように、『奥義抄』を踏まえれば、左注の「このすめらのみこ、研耳命、年卅五歳なる時のたまはく」という本文は、早い段階でこの形であったと考えられるのである。これを梅村のいうように「混乱」と理解すれば、その「混乱」が『奥義抄』に継承されたということになるか。なお、『奥義抄』と密接な関係を持つ『和歌色葉』においても、同様の文章となっていることは冒頭に示したとおりである。『和歌色葉』が「神武天皇也」を小字注にしているところなども、あとから注記が加えられた可能性を想起させよう。

こうした「混乱」は左注の本文によって起こり、いわば神武天皇・（手）研耳命同体説が生まれてしまったということになるのだろうか。

三、日本書紀本文と左注

現在、我々が読む日本書紀巻三・神武紀は、前掲した日本古典文学大系（一九六七年）、同新装版（一九九三年）、及びその文庫版である岩波文庫が兼石本（天文八、九（1539、40）年写）を底本として用いるが、それ以外では寛文九年版本が用いられる。これらの本文は問題としている箇所について特に異同がないが、他の日本書紀伝本では異同がある（訓点等は省略し、本文のみ掲出する）。

神日本磐余彦天皇諱彥火火出見……長而娶日向国吾田邑吾平

津媛為妃生手研耳命研耳命及年冊五歲謂諸兄及子等曰……
(熱田本)⁽¹⁵⁾

神日本磐余彥天皇諱彥火火々出見……長而娶日向國吾田邑吾
平津媛為妃生手研耳命研命及年冊五歲謂諸兄及子等曰……
(春瑜本)⁽¹⁶⁾

二本ともに「手研耳命」の後に「研耳命」(熱田本)、「研命」(春瑜本)が加わっている。この二本を念頭に置けば、左注の「このすめらのみこ」以下は、「研耳命(または「研命」)及年冊五歲謂諸兄及子等曰……」に基づいていたのではないかと考えられる。二本とも「手研耳命」から「手」が脱落しているのである。

熱田本は、十四世紀写本で卜部家本系の一つとされるが、本文や訓点などの他の卜部家本系と異なる要素が見られるという。『校本日本書紀』一・凡例は「卜部家本の一つとして扱われてきたが、形式的にも内容的にも異質なものを包含している」と指摘する。遠藤慶太は「(日本書紀) 諸本のなかでの熱田本の位置づけに課題が残る」という。

春瑜本は、日本書紀卷三を応永三十四(1427)年に春瑜が書写した伝本で、「応永の伊勢本の自筆本として残存した数少ない写本の一つ」である。⁽²⁰⁾ 卜部家本系とされている。

いずれも卜部家本系とされるが、少なくともこの部分では異同があることになる。その異文と左注が合致するということは、平安後期にはこの形の本文が伝流していたことを物語る。

本文以外に訓についても確認しておこう。先に岩波文庫本の訓

読を上げたが、左注とは相違点がある。上に左注本文、下に岩波文庫の訓をあげる。

しほつつのおきな―しほつつのをち

あめのしたのものなか―くにのものなか

くにのすがた―くにのかたち

あきつのとなめせるがごとくもあるかな

―あきつのとなめのごとくにあるかな

まず「しほつつのおきな」であるが、兼右本、熱田本は「シヲツ、ノヲチ」だが、春瑜本は「シヲツ、ノヲキナ」(左訓)「シヲツトノヲキナ」(右訓)であり、春瑜本の訓が近い。

左注の「あきつのとなめせるがごとく」は、「となめ」にサ変動詞「す」が付いた形である。熱田本は「アキツトナメノゴトクニアルカナ」と兼右本と同じ形であるが、春瑜本は頭書に「アリツノトカセウコトクモアルカナヤ」とある。なお、岩波文庫本は兼右本の右訓を取っているが、左訓は「アキツトナメセルゴトクモアルカ」であり、左注に近い。

これらの例を見れば、左注の訓は春瑜本に重なるようにも思われるが、しかし、「六合」を「あめのした」と訓むのは左注のみで、熱田本、春瑜本は兼右本と同じく「クニ」である。また、「くにのすがた」の訓も左注のみである。従って、本文が熱田本、春瑜本に近いからといって訓も同様であるわけではないのである。

日本書紀の訓読資料としては、古写本の他に日本書紀私記が存する。私記を参照してみよう。

「しほつつのおきな」についていえば、私記丙本に「塩土老翁〔志保川止乃乎支奈〕とある。「シホツト」の部分には疑問が残るが、熱田本等の「ヲチ」ではなく春楡本と同じく「ヲキナ」と訓じている。「あきつのとためせるがごとく」については、丙本に「安利津乃止加世布已止久毛阿流仮名也」とあり、春楡本頭書とは同じである。新訂増補国史大系の頭注によれば、「安枳津乃止奈女世留」の異文もある。なお丙本には部分的な誤りはあるが、例えば今問題にしている二例は、春楡本にそのまま継承されており、少なくとも春楡本が見た丙本はこの形であった。

日本書紀私記の乙本と丙本は「ある日本書紀古写本の行間ないし上部の余白に記された片仮名訓を資料として。平安後期に集成成書化されたもの」と考えられている。つまり、丙本の訓と左注が近いということは、やはり左注の文章は同時代の日本書紀の古訓に従っているということになる。

しかし、それでも「六合」を「あめのした」と訓む例はなかなか見出せない。ところが、日本書紀私記乙本に「六合之内〔安女乃志太乃字知〕との訓が見える。これは神武紀ではなく、神代紀上第五段の本文「此子光華明彩、照徹於六合之内」に付された訓である。乙本もまた、平安後期には成立したと考えられているが、「神代両巻の訓読がある程度固定し、それが他の巻々を訓む場合にも応用せられた」という推測がなされていることを勘案すれば、左注が基づいた書紀は、神武紀の「六合之中心」を、神代紀訓を参考にして「アメノシタノモナカ」と訓んでいたのかも知れない。

臆測以上には出ないが、こうした想定も可能であろうか。なお、私記丙本は「六合之中心」を「安女川知乃字知乃久尔乃毛乃加」と訓んでおり、これは春楡本と同じである。

今のところ、神武紀の「六合之中心」を「アメノシタノモナカ」と訓んだ写本は管見に入らず、神代紀の訓が応用された可能性を考えたい次第である。

これ以上の臆測は慎まなければならないが、左注の本文は、こうした私記乙本、丙本などの訓を持った平安後期の日本書紀本文を反映しているといえるのではないだろうか。そしてその本文は「生手研耳命研耳及年卅五歳研耳命」という熱田本に近い形を持つていたと考えられるのである。

四、「研耳命」を持つ日本書紀本文

熱田本、春楡本の本文と左注が近いということ指摘した。そして訓については日本書紀私記乙本と丙本に近いのではないかと臆測を含みつつ述べたが、熱田本を持つ「生手研耳命研耳命」の本文は、これ以上遡ることはできないのであろうか。

日本書紀私記甲本の神武紀冒頭は以下のように語句と訓が掲出されている。合符・声点は省略した。

小女 オトメスメ 確如 アヒラツ 吾平津 タケシミ 手研耳 キスミ 研耳 ミツホ 瑞穂 ……

ここに「手研耳」「研耳」という語句が見える。ここは神武紀の冒頭であるが、熱田本であれば以下のようになる。適宜句読点を付した。

神日本磐余彦天皇、諱彦火火出見。彦波瀲武鸕草葺不合尊第四子也。母曰玉依姬。海童之小女也。天皇生而明達、意確如也。年十五立為太子。長而娶日向国吾田邑吾平津媛為妃、生手研耳命、研耳命、及年卅五歲、謂諸兄及子等曰、昔我天神高皇產靈尊、大日靈尊、舉此豐葦原瑞穗國而授我天祖彦火瓊杵尊。

強調した部分が甲本に掲出された語句である。語句の中で「研耳」は先述のとおり、現在の通行本の底本である兼右本、寛永九年版本に見えないのだが、甲本には存するのである。つまり、甲本に基づく本文は、熱田本のような形を持っていたということになるのではなからうか。

甲本は、弘仁講書の私記だと考えられている²⁷。つまり、弘仁講書で用いられた日本書紀本文は、熱田本と同様の形だったということになる²⁸。とすれば、左注が基づいた書紀本文は、弘仁以来の本文であることになる。

九世紀と十一世紀辺りの本文は現在我々が読んでいる書紀とは異なっていたということである。左注の文章はそれを示唆している。但し、この「年十五立為太子。長而娶日向国吾田邑吾平津媛為妃、生手研耳命、研耳命、及年卅五歲、謂諸兄及子等曰」を果たしてどのように理解していたのかは不明で、甲本や熱田本・春璣本の本文では東征開始の詔を「研耳命」が発したように読み取られてしまう。しかし、この詔の後に「諸皇子対曰」（諸本同じ）とあるように、神武の言葉でなければならない。そこに、『奥義抄』

等に見られるように、研耳命は神武天皇のことであるという理解が生まれる所以があるのだが、これが『奥義抄』から発生したのか、甲本や熱田本のような日本書紀本文の解釈上の問題として現れたのか、この辺りは不詳である。

但し、神武天皇の子について、『古事記』中巻・神武天皇は、

（神武天皇は）娶阿多之小椅君妹。名阿比良比売（自阿以下五字以音）生子、多藝志美美命。次岐須美美命。二柱坐也。

（神武天皇は）阿多あたの小椅の君の妹を娶る。名は阿比良比売（阿より以下五字音を以てす）生みし子は、多藝志美美命、次に岐須美美命、二柱坐すなり。

と示す。また、『先代旧事本紀』卷六・皇孫本紀・磐余彦尊では、天孫彦波瀲武鸕草葺不合尊第四子。母曰玉依姬命。海童之少女也。天孫生而明達、意確如矣。年十有五立為太子。長而日向国吾田邑吾平津媛つづみ為妃。誕生手研耳命。次研耳命。及年卅五歲、謂兄及子等曰、……

天孫彦波瀲武鸕草葺不合尊の第四子なり。母は玉依姬命と曰ふ。海童の少女なり。天孫うまれながら生らにして明達、意確如たり。年十有五にして立ちて太子と為る。長じて日向国吾田邑の吾平津媛を妃と為す。手研耳命誕生す。次に研耳命。年卅五歳に及びて、兄及び子等に謂ひて曰はく、……

とあり、これらでは、手研耳命（多藝志美美命）と研耳命（岐須美美命）は兄弟として登場する²⁹。これを踏まえれば、熱田本等の

本文は、神武の妃が手研耳命・研耳命の兄弟を産み、神武が四五歳の時に東征開始の詔を發したという文脈になるのであろう。

日本紀講書では日本書紀以外の資料を用いることもあり、私記甲本の「研耳命」も『古事記』や『先代旧事本紀』から取り上げられたという可能性もあるが、熱田本等及び左注に「研耳命」として見えることから、やはり、弘仁講書時の日本書紀本文に「研耳命」の本文が存したと考えるべきであろう。そもそも『先代旧事本紀』は九世紀半ば頃成立で、弘仁講書よりも後と考えられている。さらに、前掲の引用からも明らかなように日本書紀本文をそのまま用いる部分も多い³¹。逆にいえば、『先代旧事本紀』に「研耳命」が見えることも、当時の書紀原文に「手研耳命研耳命」の本文が存したことを傍証しているといえるのではないか。

しかし、左注には、手研耳命が登場しておらず、兄弟がいるというようには理解できない。そもそも熱田本を見ると、「手研耳命」の上下に二点、一点の返り点があり、これでは研耳命が東征開始の詔を發したとしか理解できないのである。それは春瑜本でも同様である。従って、やはり左注の依拠する書紀本文は熱田本のような本文で、訓点もそれに近い形であったかと思われる。左注の冒頭が「このすめらのみこ」から始まっていることを勘案すれば、東征開始の詔を、神武の皇子（研耳命）の言葉として理解したということであろうか。

いずれにしても、弘仁私記とされる甲本の依拠本文と、左注が基づく書紀本文が共通していることは確かである、平安後期の日本

書紀本文は熱田本や春瑜本的な本文であるということになる。そう考えれば、左注のこの部分は、梅村のいうような「混乱」ではなく、当時の日本書紀本文を示しているといえるのである³³。

おわりに

以上、神武天皇・研耳命同体説を起点として、理平歌左注の本文について検討してきた。この本文は左注の「混乱」とらえられていたが、当時の日本書紀本文を反映していると考えられるのであった。そしてこの本文で理解しようとする以上、「研耳命」は、神武天皇であると考えざるをえなくなり、『輿義抄』等のような「神武天皇なり」という注記が生じ、神武天皇・研耳命同体説が出てくるのである。但し、この同体説は、歌学書から生じたのか、甲本の時代に遡る書紀本文の解釈の中から生じたのかは明確にできない。

本稿では以上のように検討してきたが、残した課題は大きい。そもそも熱田本と弘仁講書当時の本文に共通性があるとはいえず、それが奈良朝まで遡るとはいえない。『日本書紀』には系図一巻があったというが（今逸）、『釈日本紀』巻四・帝系系図等にも「研耳命」は見えないのである。とすれば、何故「研耳命」という本文ができてしまったのか。

また、何故左注は「手研耳命」を無視して「研耳命」を取り上げているのかという問題もある。さらにいえば、「このすめらのみこ」という始まりからも、左注は、東征開始の詔を神武の皇子の

言葉として記しているのである。左注としては、先に述べたような熱田本の返り点と同じように、東征開始の詔を「研耳命」の言葉としたのだろうか、そもそもこのような理解についての検証も必要であろう。

冒頭に述べたように、『日本紀竟宴和歌』については、日本語史学側からの研究が主となっており、特に左注は日本書紀訓読との関連で言及されることが多い。本稿もそうした成果に学びつつ論じたのだが、左注から当時の書紀本文を窺うこともできた。⁽³⁴⁾

近年、書紀に限らず、多くの資料の影印が刊行され、国書データベースの登場もあり様々な本文を比較対照することが容易になってきた。本稿もこうした環境による成果である。『日本紀竟宴和歌』の左注については、日本書紀訓読との関わりで論じられることが多く、それは当然であるが、古訓との近さがあるだけに、当時の日本書紀の姿を窺う資料ともなる。臆測にならざるを得ない面もありはするが、日本書紀の伝本、古訓や私記との対照は積極的に行うべきであろう。多くの伝本・資料が公開、刊行されている現状であれば尚更である。

注

- (1) 坂本太郎「日本書紀の後世改削説について」(『古事記と日本書紀』坂本太郎著作集2・吉川弘文館・一九八八年、一九四三年初出)、西宮一民「日本紀竟宴和歌の左注」(『日本上代の文章と表記』風間書房・一九七〇年、一九六八年初出)。
- (2) 西宮「日本紀竟宴和歌の左注」(前掲)、大坪併治「日本紀竟宴和

歌左注の「ずよりは」について」(岡大國文論稿1・一九七三年)。

- (3) 西宮「日本紀竟宴和歌の左注」(前掲)。
- (4) 『日本紀竟宴和歌』の先行研究については、梅村玲美「日本紀竟宴和歌」概説」(『日本紀竟宴和歌の研究—日本語史の資料として—』風間書房・二〇一〇年)に簡潔に記され、同書の末には参考文献一覧もあるので参照されたい。
- (5) 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋『日本書紀(一)』(岩波文庫・一九九四年)。
- (6) 西宮「日本紀竟宴和歌の左注」(前掲)。
- (7) なお、本左注冒頭は、「このすめら」という書き出しであるが、詠史題が天皇の場合、延喜六年度に限っても20(天万豊日天皇)、29(豊御食炊屋姫天皇)、40(大鷦鷯天皇)が「このすめら」で始まっている。他の天皇題では「この天皇」(31、34、36、39、41、42)と漢字表記になっていたり、「このみかど」(25、31)という例もあるが、24が「王辰爾が読める文字、このすめらの御代のことなり」とある以外は、天皇題は基本的に「このすめら(天皇/みかど)」で始まるという形式を持っている。
- (8) 『契沖全集 第十五卷』(岩波書店・一九七五年)所収「日本紀竟宴和歌」による。
- (9) 国文学研究資料館蔵初雁文庫本(国書データベース <https://doi.org/10.20730/200000299>)により、濁点、句読点を付した。
- (10) 彌富破魔雄「日本紀竟宴和歌の研究(十)」(『國學院雑誌37-2・一九三一年』)。
- (11) 梅村「日本紀竟宴和歌の研究」(前掲)資料篇「本妙寺本『日本紀竟宴和歌』」当該歌【注】。
- (12) 注1参照。
- (13) 藏中さやか・黒田彰子・中村文編『奥義抄古鈔本集成』(和泉書院・二〇二〇年)による。

- (14) 新訂増補国史大系(吉川弘文館・一九五一年)、新編日本古典文学全集(小学館・一九九四年)、『新訳全釈 日本書紀 上巻』(講談社・二〇二二年)など。
- (15) 熱田神宮編『熱田本 日本書紀 一』(八木書店・二〇一七年)による。
- (16) 神宮古典籍影印叢刊編集委員会編『古事記・日本書紀下』(神宮古典籍影印叢刊2・八木書店・一九八二年)所収『日本書紀 卷第三 応永三十四年春瑜写』による。
- (17) 遠藤慶太『熱田本『日本書紀』の書誌』(熱田本 日本書紀 一 前掲)による。
- (18) 国学院大学日本文化研究所『校本日本書紀 一』(角川書店・一九七三年)。
- (19) 遠藤『熱田本『日本書紀』の書誌』(前掲)。
- (20) 西宮一民『日本書紀 卷第三 応永三十四年 春瑜写』解題(『古事記・日本書紀下』前掲)。
- (21) 兼右本の訓は、『日本書紀 兼右本一』(天理図書館善本叢書和書之部54・八木書店・一九八三年)で確認した。
- (22) 西宮一民『日本書紀私記、乙本、丙本について』(『日本上代の文章と表記』前掲、一九六九年初出)。
- (23) 北川和秀『日本書紀私記』(『国史大系書目解題 下巻』吉川弘文館・二〇〇一年)。
- (24) 上野務『日本書紀古訓に関する一考察―岩崎本を中心として―』(『藝林』3・6・一九五二年)。
- (25) なお、御巫本日本書紀私記(神宮古典籍影印叢刊編集委員会編『古事記・日本書紀下』(前掲)所収『日本書紀私記』による)では「久尔乃字千」という訓も併記されている。神代紀の古写本では基本的にここは「クニノウチ」と訓まれており、「アメノシタノウチ」という訓は未見である。晉の左思『呉都賦』(『文選』卷五)に「二六

- 合^一而而光宅」とある劉淵林注に「二六合^一而而光宅、並^二有天下^一而一家也」とあり、李善注に「尚書序曰、光宅天下」とあるように、「六合」は「天下」と通じる。従って「アメノシタ」と訓むこと自体に不審はない。なお『文選』及び注は『新校訂六家注文選』(鄭州大学出版社・二〇一三年)によった。
- (26) なお、書紀原文「国状」を左注のように「くにのすがた」と訓んだ資料も未見。後考に俟つ。
- (27) 北川和秀『日本書紀私記』(前掲)。
- (28) 石崎正雄『釈日本紀に引く日本書紀私記(上)』(『日本文化』39・一九六〇年)は、甲本にあって現日本書紀にない項目を列挙しているが「研耳命」はあげていない。甲本と現書紀との関係については、石崎の他に柏谷興紀『日本書紀私記甲本の研究』(荊木美行編『柏谷興紀日本書紀論集』燃焼社・二〇二一年、一九六八年初出)参照。柏谷は、甲本にあって現書紀にない語句は、講書の際に用いられた書紀以外の資料が反映していると考えている。甲本が依拠した書紀は現書紀と同様な形であったと想定しているのである。柏谷は、石崎が「甲本にあげられた項目は、すべて書紀の本文(正文・分注)から取り出したものとみてよいであろう」と推測したことを取り上げて、「氏の説の如くであれば、甲本本文にあって現書紀に見当たらない語句(項目)も、すべて弘仁時の書紀にはあつたのである。現書紀にないのは、その記事が故意か偶然か失はれてしまったといふことになり、現書紀は弘仁時の書紀とはかなりその姿を異にするもの」ということになる。柏谷が指摘するように、弘仁私記にあって書紀に見えない語句の多くが天皇条の最後に片寄って掲載されているという点からも、書紀以外の資料が付加されたという柏谷の見解は首肯すべきだが、「研耳命」は天皇条の末尾でもなく、しかも熱田本や左注と重なることを勘案すれば、弘仁講書時の書紀原文は現状の本文と異なつたところがあると理解すべ

までであろう。

- (29) 古事記諸注の多くは、「岐須美美命」について、『古事記伝』巻二十・白禰原宮下巻「岐須美々命」の「此御名志と須とは通音なれば、御兄の御名とたゞ多の略りたるのみの差にて、いとよく似たり、……又下に至て、多藝志美々命の御事のみ出で、此御子の御事見えず、……これらを以思に、此は御兄の御名の伝へのいさ、か異なりしが、まがひて二柱とはなれるにて、書紀の方や正しからむ」（『本居宣長全集 第十巻』〈筑摩書房・一九六八年〉）による。『書紀に「手研耳命」のみあるのが正しく、「岐須美美命」は書紀の「手研耳命」から出た神であると理解している。なお、説話と説話文学の会編『日本説話索引 第二巻 かきくこ』(清文堂出版・二〇二一年)は、「研耳命」を立項し、上掲の『先代旧事本紀』皇孫本紀をあげる。

- (30) 粕谷「日本書紀私記甲本の研究」(前掲)。

- (31) 阿部武彦「先代旧事本紀」(『国史大系書目解題 上巻』吉川弘文館・一九七一年)は「二巻から九巻までが、『日本書紀』『古事記』『古語拾遺』等の文を寄せ集めて作りあげたものである」という。

- (32) なお、「先代旧事本紀」巻七・天皇本紀上・神武天皇では「彦波歛武鸕鷀草不葺合尊第四皇子也。諱神日本磐余彦天皇。亦云彦火。出生見尊。即少年時号二狭野尊也。母曰三玉依姬。海童少女也。天皇生而明達意確如也。年十五立为三太子。长而娶二日向国吾田邑吾平津媛。为妃。生三手研耳命也。大歳甲寅冬十月丁巳朔辛酉。親帥三諸皇子、発自三西宮。船師東征(見三天孫紀)」とあり、「研耳命」は見えない。しかし、この部分の文章は現行書紀を節略したり、行文を変えたり、さらに「少年時号」なども入っており(神代紀下第十一一段一書一を参考にしたのである)、そもそも書紀本文との隔たりが大きい。

- (33) 新訂増補国史大系日本書紀上の当該部分の頭注には、「手研耳命」

の「命」について「命、此下勢本有研耳命三字、熱本有研命二字」と注されている。実際には「勢本」≡伊勢本(春瑜本)は「研命」一字で、「熱本」≡熱田本は「研耳命三字」なのだが、早くからの異文は知られていたことになる。これについては、丸山林平「定本日本書紀 上巻」(講談社・一九六六年)巻三「神武天皇 別記」に「伊勢本には「研耳命及」とあり、熱田本には「研命及」とある。これは上文の「手研耳命」の名に関する別伝を傍書した「研耳命」または「研命」などが誤って本文にまぎれ込んだものであるというが、「別伝」の典拠を示していない。

- (34) 原克明「日本書紀」註釈の現場と言説―竟冥・進講・伝授(皇學館大学・研究開発推進センター神道研究所・公開シンポジウム「日本書紀の受容をめくって」皇學館大学研究開発センター紀要 4・二〇一八年)は「日本紀竟冥和歌」の「土倉」と書紀の「屯倉」の異同を取り上げ、「日本紀竟冥和歌」から浮かび上がる日本書紀本文の問題を指摘している。

参考文献

* 注記した文献以外

- 石上英一「日本書紀の写本」(遠藤慶太・河内春人・関根淳・細井浩志編『日本書紀の誕生―編纂と受容の歴史』八木書店・二〇一八年)
- 上野和昭「御巫本日本書紀私記」の成立に関する一考察(『国語学研究所と資料』8・一九八四年)
- 上野和昭「御巫本日本書紀私記」所載の体言のアクセント(『国文学研究 85』一九八五年)
- 粕谷興紀「解説『日本書紀私記』 応永三十五年 吉叟(道祥)写」(粕木美行編『粕谷興紀日本書紀論集』燃焼社・二〇二二年、一九八二年初出)
- 川上新一郎「奥義抄」(『六条藤家歌学の研究』汲古書院・一九九九年)

是澤範三「日本書紀古訓論」(遠藤慶太・河内春人・関根淳・細井浩志編『日本書紀の誕生―編纂と受容の歴史』前掲)

杉浦克己「六種対照日本書記神代卷和訓研究索引」(武蔵野書院・一九九五年)

杉浦克己「日本書紀古訓の諸相」(日本語学27―12・二〇〇八年)

西宮一民「日本紀私記甲本と書紀」(帝塚山学院短期大学研究年報4・一九五六年)

山口真輝「御巫本日本書紀私記」の和訓について―台湾大学蔵「圓威

本日本書紀」万葉仮名傍訓との比較から―(訓点語と訓点資料・記念特輯・一九九八年)

引用本文

*注記した本文以外

日本紀竟宴和歌―西崎亨『日本紀竟宴和歌―本文・索引・研究 本妙寺本』(翰林書房・一九九四年)の影印による。新編国歌大観の番号を付した。

奥義抄・和歌色葉―日本歌学大系

古事記・先代旧事本紀・日本書紀私記―新訂増補国史大系

注記した文献も含め、漢字は原則として通行の字体を用いた。なお、返り点、訓読は、古訓を問題にしない場合は必ずしも従っていない。また、適宜、句読点、濁点を加えた。〈〉は小字注、……は省略を示す。

付記

1. 『日本紀竟宴和歌』は、二〇二二年度大学院演習で取り上げた。本稿はその際の議論に基づいたところがある。なお、演習での当該歌・左注の担当は池田真紀子氏である。

2. 本稿の内容について、是澤範三氏(京都精華大学)から多くの意見を頂戴した。記して感謝する。

3. 本稿は、JSPS科研費21K00305の助成を受けたものである。

(たきがわ・こうじ 本学教授)